

中華人民共和国国家安全法（仮訳）

（2015年7月1日 第十二期全国人民代表大会常務委員会第十五回会議において採択。）

目 録

| |
|-------------------|
| 第一章 総 則 |
| 第二章 国家安全維持の任務 |
| 第三章 国家安全維持の職責 |
| 第四章 国家安全制度 |
| 第一節 一般規定 |
| 第二節 インテリジェンス情報 |
| 第三節 リスク予防、評価および警報 |
| 第四節 審査・監督管理 |
| 第五節 危機管理 |
| 第五章 国家安全保障 |
| 第六章 公民および組織の義務と権利 |
| 第七章 附則 |

第一章 総 則

第一条 国家安全を維持し、人民民主独裁政権と中国の特色ある社会主義制度を守り、人民の根本的利益を保護し、改革開放と社会主義現代化建設の円滑な進行を保障し、中華民族の偉大な復興を実現するため、憲法に基づき本法を制定する。

第二条 国家安全とは、国の政権、主権、統一および領土保全、人民の福祉、経済社会の持続可能な発展、並びに国のその他の重大な利益が、危険に晒されず内外の脅威を受けない状態にあること、および持続的な安全保障状態を維持する能力をいう。

第三条 国家安全業務は、総合的な国家安全観を堅持し、人民の安全を主旨とし、政治的安全を根本とし、経済的安全を基礎とし、軍事・文化・社会の安全を保障とし、国際安全保障の促進を依拠とし、各分野の国家安全を維持し、国家安全システムを構築し、中国の特色ある国家安全の道を歩むものである。

第四条 中国共産党による国家安全業務への指導を堅持し、集中統一され、効率的で権威ある国家安全指導体制を構築する。

第五条 中央国家安全指導機構は国家安全業務の意思決定と議事調整を担当し、国家安全戦略および関連する重要方針政策の研究策定・実施指導を行い、国家安全の重要事項および重要業務を統括調整し、国家安全の法治建設を推進する。

第六条 国は、国家安全戦略を制定し、絶えず改善する。国際・国内の安全情勢を全面的に評価し、国家安全戦略の指導方針、中長期目標、重点分野における国家安全政策、業務および措置を明確にする。

第七条 国家安全を維持するには、憲法と法律を遵守し、社会主義法治の原則を堅持し、人権を尊重し保障し、法に基づき公民の権利と自由を保護しなければならない。

第八条 国家安全の維持は、経済社会の発展と調和させなければならない。

国家安全業務は、内部の安全と外部の安全、国土の安全と国民の安全、伝統的安全と非伝統的安全、自己の安全と共通安全を統括しなければならない。

第九条 国家安全を維持するには、予防を主とし、問題とその原因を共に解決し、専門業務と大衆路線を結びつけることを堅持し、専門機関およびその他の関係機関の国家安全維持におけ

る機能と役割を十分に発揮させ、広く公民および組織を動員し、国家安全を危害する行為を防止・阻止し、法に基づき処罰しなければならない。

第十条 国家安全を維持するには、相互信頼、互惠、平等、協力を堅持し、外国政府および国際機関と積極的に安全保障分野での交流・協力を展開し、国際的な安全保障上の義務を履行し、共通安全保障を促進し、世界平和を維持しなければならない。

第十一条 中華人民共和国の公民、全ての国家機関および武装組織、各政党および各人民団体、企業・事業組織その他の社会組織は、国家安全を維持する責任と義務を有する。

中国の主権と領土の完全性は侵害・分割されることを許さない。国家の主権、統一および領土の完全性を維持することは、香港・マカオの同胞および台湾の同胞を含む全中国人民の共通の義務である。

第十二条 国は、国家安全の維持において顕著な貢献をした個人および組織に対し、表彰および報奨を与える。

第十三条 国家機関の職員が国家安全業務および国家安全に関わる活動において、職権濫用、職務懈怠、不正に私利をはかる行為がある場合、法律に基づき法的責任を追及する。

いかなる個人および組織も、本法および関連法律に違反し、国家安全維持の義務を履行しない、もしくは国家安全を危害する活動に従事した場合、法律に基づき法的責任を追及する。

第十四条 毎年4月15日を国民国家安全教育の日とする。

第二章 国家安全維持の任務

第十五条 国家は中国共産党の指導を堅持し、中国の特色ある社会主義制度を守り、社会主義民主政治を発展させ、社会主義法治を健全化し、権力行使の制約と監督メカニズムを強化し、主権者としての人民の権利を保障する。

国は、いかなる反逆、国家分裂、反乱扇動、人民民主独裁政権の転覆または転覆を扇動する行為も防止・阻止し、法に基づき処罰する。国家機密の窃取・漏洩など国家安全を危害する行為を防止・阻止し、法に基づき処罰する。国外勢力の浸透、破壊、転覆、分裂活動を防止・阻止し、法に基づき処罰する。

第十六条 国は、最も広範な人民の根本的利益を維持・発展させ、人民の安全を守り、良好な生存・発展条件と安定した労働・生活環境を創出し、公民の生命・財産の安全およびその他の合法的権益を保障する。

第十七条 国は、国境防衛、海上防衛および航空防衛の建設を強化し、あらゆる必要な防衛および管理措置を講じて、領土、内水、領海および領空の安全を守り、国の領土主権および海洋権益を維持する。

第十八条 国は、武装組織の革命化、現代化、正規化を強化し、国家の安全と発展利益の必要性に適合する武装組織を建設する。積極的防衛の軍事戦略方針を実施し、侵略に対して防衛・抵抗し、武力による転覆と分裂を阻止する。国際軍事安全保障協力を展開し、国連平和維持活動、国際救援、海上護衛および国の海外利益を守る軍事行動を実施し、国家の主権、安全、領土保全、発展利益および世界平和を維持する。

第十九条 国は、国家の基本経済制度と社会主義市場の経済秩序を維持し、経済安全リスクの予防と解決のための制度メカニズムを整備し、国民経済の命脈に関わる重要業種・重要分野、重点産業、重要インフラ・重要建設プロジェクト、その他の重大な経済利益の安全を保障する。

第二十条 国は、金融マクロプルーデンス管理および金融リスク予防・処理メカニズムを整備し、金融基礎インフラと基礎能力の構築を強化し、システムの・地域的金融リスクを予防・解消し、外部金融リスクの衝撃を予防・防御する。

第二十一条 国は、資源・エネルギーを合理的に利用し保護し、戦略的資源・エネルギーの開発を効果的に管理し、戦略的資源・エネルギーの備蓄を強化し、資源・エネルギー輸送の戦略的ルート整備と安全保護措置を完備し、国際的な資源・エネルギー協力を強化し、緊急時の保障能力を全面的に向上させ、経済社会の発展に必要な資源・エネルギーの持続的、確実かつ効

果的な供給を保障する。

第二十二條 国は、食糧安全保障システムを整備し、食糧の総合生産能力を保護・向上させ、食糧備蓄制度・流通システム・市場調整メカニズムを改善し、食糧安全の早期警戒制度を整備し、食糧供給と品質安全を保障する。

第二十三條 国は、社会主義先進文化の前進方向を堅持し、中華民族の優れた伝統文化を継承・発揚し、社会主義核心価値観を育成・実践し、不良文化の影響を防止・抵抗し、イデオロギー分野における主導権を掌握し、文化の総合力と競争力を強化する。

第二十四條 国は、自主的なイノベーション能力の構築を強化し、自主管理可能な戦略的ハイテク技術および重要分野の核心的基幹技術の発展を加速させ、知的財産の活用・保護および科学技術の機密保持能力の構築を強化し、重大な技術およびプロジェクトの安全を保障する。

第二十五條 国は、ネットワークおよび情報セキュリティ保障システムを構築し、ネットワークおよび情報セキュリティ保護能力を向上させ、ネットワークおよび情報技術の革新的研究・開発・応用を強化し、ネットワークおよび情報の核心技術、重要インフラ、重要分野の情報システムおよびデータの安全管理を実現する。ネットワーク管理を強化し、ネットワーク攻撃、ネットワーク侵入、ネットワーク機密窃取、違法有害情報の拡散などのネットワーク犯罪行為に対しては防止・阻止・法に基づく処罰を実施し、国のサイバー空間主権、安全および発展利益を維持する。

第二十六條 国は、民族区域自治制度を堅持し、発展させ、平等・団結・互助・調和の取れた社会主義民族関係を強化し、発展させる。各民族の平等を堅持し、民族間の交流・相互理解・融合を強化し、民族分裂活動に対しては防止・阻止・法に基づく処罰を実施し、国家統一、民族団結、社会調和を維持し、各民族が共に団結して奮闘し、共に繁栄・発展することを実現する。

第二十七條 国は、法律に基づき、公民の宗教信仰の自由および正常な宗教活動を保護し、宗教の独立自主・自主運営の原則を堅持し、宗教の名義を利用した国家安全を危害する違法犯罪活動に対しては防止・阻止、法に基づく処罰を実施し、国外勢力が国内の宗教事務に干渉することに反対し、正常な宗教活動の秩序を維持する。

国は法律に基づき邪教組織を禁止し、邪教による違法犯罪活動を防止、阻止し、法律に基づいて処罰する。

第二十八條 国は、あらゆる形態のテロリズムおよび過激主義に反対し、テロリズムの防止および対処能力の構築を強化し、情報収集、調査、防止、対処および資金管理などの業務を法に基づき実施し、テロ組織を法に基づき取締り、暴力テロ活動を厳しく処罰する。

第二十九條 国は、社会矛盾を効果的に予防・解決する体制・メカニズムを整備し、公共安全システムを強化し、社会矛盾の積極的な予防・減少・解決に努め、公衆衛生や社会安全など国家安全と社会安定に影響を与える突発事件を適切に対処し、社会の調和を促進し、公共安全と社会の安定を維持する。

第三十條 国は、生態環境保護制度システムを整備し、生態建設と環境保護の取り組みを強化し、生態保護レッドラインを設定し、生態リスクの早期警戒と予防管理を強化し、突発的な環境事象を適切に対処する。人民の生存と発展の基盤である大気、水、土壌などの自然環境と条件が脅威や破壊を受けないよう保障し、人と自然の調和ある発展を促進する。

第三十一條 国は、核エネルギーおよび核技術の平和利用を堅持し、国際協力を強化し、核拡散を防止し、拡散防止メカニズムを整備する。核施設、核物質、核活動および核廃棄物処理の安全管理、監督および保護を強化し、原子力事故対応システムおよび対応能力の構築を強化する。原子力事故が公民の生命健康および生態環境に及ぼす危害を防止、制御および除去し、核の脅威および核攻撃に効果的に対応し予防する能力を絶えず強化する。

第三十二條 国は、宇宙空間、国際海底区域および極地の平和的探査および利用を堅持し、安全な進出、科学調査、開発利用の能力を強化し、国際協力を強化し、宇宙空間、国際海底区域および極地における我が国の活動、資産およびその他の利益の安全を維持する。

第三十三條 国は、法律に基づき必要な措置を講じ、海外の中国公民、組織および機関の安全と正当な権益を保護し、国の海外利益が脅威や侵害を受けないよう保護する。

第三十四条 国は、経済社会の発展および国家発展の利益の必要性に基づき、国家安全保障を維持する任務を絶えず改善する。

第三章 国家安全維持の職責

第三十五条 全国人民代表大会は、憲法の規定に基づき、戦争と平和の問題を決定し、憲法が定める国家安全に関わるその他の職権を行使する。

全国人民代表大会常務委員会は、憲法の規定に基づき、戦争状態の宣言を決定し、全国総動員または部分動員を決定し、全国または個別の省、自治区、直轄市が緊急事態に入ることを決定し、憲法の規定および全国人民代表大会が付与した国家安全に関わるその他の職権を行使する。

第三十六条 中華人民共和国主席は、全国人民代表大会の決定および全国人民代表大会常務委員会の決定に基づき、緊急事態の宣言、戦争状態の宣言、動員令の発布を行い、憲法が定める国家安全に関わるその他の職権を行使する。

第三十七条 国務院は、憲法および法律に基づき、国家安全に関わる行政法規を制定し、関連する行政措置を定め、関連する決定および命令を発し、国家安全に関する法律法規および政策を実施する。法律の規定に基づき、省、自治区、直轄市の範囲内の一部地域が緊急事態に入ることを決定する。憲法および法律で定められたもの、並びに全国人民代表大会およびその常務委員会が付与した国家安全に関わるその他の職権を行使する。

第三十八条 中央軍事委員会は、全国の武装組織を指導し、軍事戦略および武装組織の作戦方針を決定し、国家安全保障を維持する軍事行動を統一指揮し、国家安全保障に関わる軍事法規を制定し、関連する決定および命令を発する。

第三十九条 中央国家機関の各部門は、職責分担に基づき、国家安全の方針・政策および法律・法規を貫徹執行し、本システム・分野における国家安全業務を管理・指導する。

第四十条 地方各級人民代表大会および県級以上の地方各級人民代表大会常務委員会は、その行政区域内において、国家安全に関する法律法規の遵守と執行を保証する。

地方各級人民政府は、法律・法規の規定に基づき、その行政区域内の国家安全業務を管理する。

香港特別行政区およびマカオ特別行政区は、国家安全を維持する責任を履行しなければならない。

第四十一条 人民法院は法律の規定に基づき裁判権を行使し、人民検察院は法律の規定に基づき検察権を行使し、国家安全を害する犯罪を処罰する。

第四十二条 国家安全機関および公安機関は、法律に基づき国家安全に関わる情報収集を行い、国家安全業務において法律に基づき捜査、拘留、予備審問および逮捕執行並びに法律で定めるその他の職権を行使する。

関係軍事機関は、国家安全業務において、法律に基づき関連する職権を行使する。

第四十三条 国家機関およびその職員は、職責を履行する際に、国家安全を維持する原則を貫徹しなければならない。

国家機関およびその職員は、国家安全活動および国家安全に関わる活動において、法律に基づき厳格に職責を履行し、職権の逸脱、職権の濫用をしてはならず、個人および組織の合法的権益を侵害してはならない。

第四章 国家安全保障制度

第一節 一般規定

第四十四条 中央国家安全指導機構は、統括と分担を組み合わせ、調整と効率性を兼ね備えた国家安全制度および作業メカニズムを実施する。

第四十五条 国は、国家安全の重点分野における業務調整メカニズムを構築し、中央の関連職

能部門が関連業務を推進することを統括調整する。

第四十六条 国は、国家安全業務の検査および責任追及メカニズムの構築を促し、国家安全戦略および重要施策の実施を確保する。

第四十七条 各部門および各地域は、効果的な措置を講じて国家安全戦略を実施しなければならない。

第四十八条 国は、国家安全業務の維持に必要な場合、部門横断的な協議メカニズムを構築し、国家安全業務の重大事項について協議・分析を行い、意見と提案を提出する。

第四十九条 国は、中央と地方の間、部門間、軍と地方の間、および地域間の国家安全に関する連携メカニズムを構築する。

第五十条 国は、国家安全に関する意思決定諮問メカニズムを構築し、専門家および関係方面を組織して国家安全情勢の分析・検討評価を実施し、国家安全の科学的決定を推進する。

第二節 インテリジェンス情報

第五十一条 国は、統一的な集約、迅速な対応、正確かつ効率的、円滑な運用を備えたインテリジェンス情報の収集・検討評価・利用についての制度を整備し、インテリジェンス情報業務の調整メカニズムを構築する。これにより、インテリジェンス情報の適時収集、正確な検討評価、効果的な利用および共有を実現する。

第五十二条 国家安全機関、公安機関および関連軍事機関は、職責分担に基づき、法に基づき国家安全に関わるインテリジェンス情報の収集を行う。

国家機関の各部門は、職責を履行する過程において、国家安全に関わる情報を入手した場合には、速やかに報告しなければならない。

第五十三条 インテリジェンス情報業務を実施するに当たっては、現代科学技術の手段を十分に活用し、インテリジェンス情報の鑑別、選別、統合および検討評価を強化しなければならない。

第五十四条 インテリジェンス情報の報告は迅速、正確、客観的であるべきであり、遅延、漏れ、隠蔽、虚偽があってはならない。

第三節 リスク予防、評価および警報

第五十五条 国は、各分野における国家安全リスクへの対応計画を策定し、これを整備する。

第五十六条 国は、国家安全リスク評価メカニズムを構築し、各分野における国家安全リスクの調査評価を定期的実施する。

関係部門は定期的に中央国家安全指導機構に国家安全リスク評価報告書を提出しなければならない。

第五十七条 国は、国家安全リスクの監視・警報制度を整備し、国家安全リスクの程度に応じて、適時に対応するリスク警報を発する。

第五十八条 国家安全を危害する事件が発生する恐れがある場合、または既に発生した場合、県級以上の地方人民政府およびその関係主管部門は、直ちに規定に基づき上位の人民政府およびその関係主管部門に報告しなければならない。必要に応じて、上位機関を飛び越えて報告することができる。

第四節 審査・監督管理

第五十九条 国は、国家安全審査および監督管理の制度とメカニズムを構築し、国家安全に影響を及ぼすまたは及ぼす可能性のある外国投資、特定物品および重要技術、ネットワーク情報技術製品およびサービス、国家安全事項に関わる建設プロジェクト、その他の重要事項および活動について国家安全審査を実施し、国家安全リスクを効果的に予防・解消する。

第六十条 中央国家機関の各部門は、法律・行政法規に基づき国家安全審査の職責を行使し、

法に基づき国家安全審査の決定を行うか、安全審査の意見を提出し、その執行を監督する。

第六十一条 省、自治区、直轄市は、法律に基づき、その行政区域内の国家安全審査および監督管理に関する業務を担当する。

第五節 危機管理

第六十二条 国は、統一的な指導、協調連動、秩序ある効率的な国家安全危機管理制度を構築する。

第六十三条 国家安全を脅かす重大な事件が発生した場合、中央の関連部門および関係地方は、中央国家安全指導機構の統一的な配置に基づき、法に基づき緊急対応計画を発動し、管理制御措置を講じる。

第六十四条 国家安全を脅かす特に重大な事件が発生し、緊急事態、戦争状態への移行、あるいは全国総動員・部分動員を実施する必要がある場合、全国人民代表大会、全国人民代表大会常務委員会または国務院が憲法および関連法律で定める権限と手続きに基づき決定する。

第六十五条 国が緊急事態、戦争状態への移行または国防動員の実施を決定した後、国家安全危機管理の職責を履行する関係機関は、法律の規定または全国人民代表大会常務委員会の規定に基づき、公民および組織の権利を制限し、公民および組織の義務を増大させる特別措置を講じる権限を有する。

第六十六条 国家安全危機管理の職責を履行する関係機関が、法律に基づき国家安全危機に対処する管理措置を講じる場合、その措置は国家安全危機がもたらすおそれのある危害の性質、程度および範囲に適合しなければならない。複数の措置が選択可能な場合、公民および組織の権益を最大限に保護するのに有利な措置を選択しなければならない。

第六十七条 国は、国家安全危機の情報報告および公表の仕組みを整備する。

国家安全危機事件の発生後、国家安全危機管理の職責を履行する関係機関は、規定に基づき正確かつ迅速に報告し、国家安全危機事件の発生、進展、管理処理および事後処理の状況について、法に基づき統一して社会に公表しなければならない。

第六十八条 国家安全保障上の脅威および危害が制御、または除去された後は、速やかに管理・処理措置を解除し、事後処理を適切に行わなければならない。

第五章 国家安全保障

第六十九条 国は、国家安全保障システムを整備し、国家安全を維持する能力を強化する。

第七十条 国は、国家安全の法制度体系を整備し、国家安全の法治建設を推進する。

第七十一条 国は、国家安全に関する各分野の構築への投資を拡大し、国家安全業務に必要な経費と装備を保障する。

第七十二条 国家安全戦略物資の備蓄任務を担う機関は、国家の関連規定と基準に基づき、国家安全物資の収蔵・保管・維持管理を行い、定期的に調整・更新し、備蓄物資の使用効率と安全性を確保しなければならない。

第七十三条 国家安全分野における科学技術の革新を奨励し、国家安全を維持する上で科学技術の役割を発揮させる。

第七十四条 国は、必要な措置を講じ、国家安全業務の専門人材および特殊人材を採用、育成、管理する。

国家安全業務の維持の必要性に基づき、国は法律に従って関係機関において国家安全業務に専従する職員の身分および合法的権益を保護し、人身の保護および配置の保障の強化を図る。

第七十五条 国家安全機関、公安機関および関連軍事機関は、国家安全の専門業務を実施するにあたり、法に基づき必要な手段および方法を取ることができる。関係部門および地方は、職責の範囲内で支援および協力を提供しなければならない。

第七十六条 国は、国家安全に関する報道宣伝と世論誘導を強化し、多様な形式で国家安全教育活動を展開する。国家安全保障教育を国民教育体系および公務員教育訓練体系に組み入れ、

国民の国家安全意識を向上させる。

第六章 公民および組織の義務と権利

第七十七条 公民および組織は、次の国家安全維持の義務を履行しなければならない。

- (一) 憲法、法律・法規における国家安全保障に関する規定を遵守すること。
- (二) 国家安全を危害する活動の端緒を速やかに報告すること。
- (三) 知り得た国家安全を危害する活動に関する証拠を真実に基づいて提供すること。
- (四) 国家安全業務に便宜を図るか、その他の協力を行うこと。
- (五) 国家安全機関、公安機関および関連する軍事機関に対して必要な支援と協力を提供すること。
- (六) 知り得た国家機密を秘密保持すること。
- (七) 法律・行政法規で定めるその他の義務。

いかなる個人および組織も、国家安全を危害する行為を行ってはならず、国家安全を危害する個人または組織に対し、いかなる資金援助または協力を提供してはならない。

第七十八条 機関、人民団体、企業・事業組織その他の社会組織は、所属職員に対し国家安全維持の教育を行い、所属職員を動員・組織して国家安全を危害する行為を防止・阻止しなければならない。

第七十九条 企業・事業組織は、国家安全業務の要求に基づき、関係部門が関連する安全措置を講じることに協力しなければならない。

第八十条 公民および組織が国家安全活動を支援し、協力する行為は法律によって保護される。

国家安全活動を支援・協力したことにより、本人またはその近親者の身体の安全が危険に晒された場合、公安機関または国家安全機関に保護を請求することができる。公安機関および国家安全機関は、関係部門と協力し、法に基づき保護措置を講じなければならない。

第八十一条 国家安全活動を支援・協力したことにより財産損失が生じた場合、国家の関連規定に基づき補償を行う。人身傷害または死亡が生じた場合、国の関連規定に基づき弔慰金および優遇措置を与える。

第八十二条 公民および組織は、国家安全活動について国家機関に批判・提案を行う権利を有し、国家機関およびその職員が国家安全活動において違法・職務怠慢行為を行った場合には、申立て、告発および通報を行う権利を有する。

第八十三条 国家安全業務において、公民の権利と自由を制限する特別措置を講じる必要がある場合は、法律に基づいて行わなければならない。国家安全の維持における実際の必要性を限度とする。

第七章 附 則

第八十四条 本法は公布の日より施行する。